

第 1 7 回 栗山町農業委員会総会議事録

(署名委員 1 5 番, 1 6 番)

開催期日 令和 3 年 1 1 月 2 9 日

第17回 栗山町農業委員会総会議事録

日 時 令和3年11月29日（金） 午後3時00分
場 所 栗山町役場第1会議室

委員会議長

栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄

書 記

栗山町農業委員会事務局 上 島 宣 和

本日の出席委員

1 番 長 尾 卓 也
2 番 塚 本 政 紀
3 番 寺 雅 彦
4 番 川 崎 浩 彦
5 番 藤 田 淳

7 番 小 暮 滝 弘
8 番 笹 谷 和 広
9 番 田 村 賢 治

10 番 長谷川 誠
11 番 平 田 善 治
12 番 中 島 武 博
13 番 田 村 俊 彦
14 番 大 畠 政 勝
15 番 桂 一 照
16 番 鈴 木 正 志
17 番 鳥 村 正 行
18 番 吉 田 寿 栄

本日の欠席委員

6 番 山 本 強

本日の参与員

栗山町農業委員会	事 務 局 長	吉 川 道 也
〃	事 務 局 主 幹	上 島 宣 和
〃	事 務 局 員	中 川 圭 太
〃	事 務 局 員	山 宮 匠 土

本日の議事日程

日程	議 案 番 号	件 名
1	会議録署名委員の指名について	
2	会期の決定について	
3	諸般の報告について	
4	報告第 31号	農地のあっせん成立について
5	議案第 73号	農地法第18条第6項の規定による通知について
6	議案第 74号	農地法第3条の規定による許可申請について
7	議案第 75号	農地法第5条の規定による許可申請について
8	議案第 76号	土地の現況証明願いについて
9	議案第 77号	農用地利用集積計画（案）について
10	議案第 78号	農地のあっせんについて
11	議案第 79号	買入協議を行う旨の通知の要請について
12	農業団体等報告事項	

（局 長）

全員ご起立願います。礼。ご着席ください。

第17回農業委員会総会におきます委員の出欠状況をご報告いたします。本日は、出席委員17名、欠席委員1名、山本委員より所要のため欠席の報告を受けております。栗山町農業委員会会議規則第10条の規定により、本日の総会が成立していることをご報告申し上げます。会長、開会宣言をお願いいたします。

（会 長）

大変ご苦勞様です。農繁期も一段落しましたが、まだまだ忙しい中2班体制で行った国内視察研修ご苦勞様でした。今回は、本町の種子馬鈴薯を出荷している九州南部を研修してきましたが、改めて現地に行って研修をする事で、農業委員としても農業者としても有意義なものになったと感じております。審議につきましてもできるだけスムーズに進めていきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

それでは早速、総会を進めていきたいと思います。

（議 長）

日程1 会議録署名委員についてですが、15番桂委員、16番鈴木委員を指名いたします。よろしくお願いします。

日程2 会期の決定でございますが本日1日でよろしいでしょうか。（ハイの声）

ハイという声がありましたので、本日1日といたします。

日程3 諸般の報告ですが、局長より説明いたします。

(局長)

会務報告のページをお開きください。10月28日、第2回広報委員会が開催され、鳥村委員長ほか4名で実施しております。11月5日、空知農業委員会連合会役員会が滝川市で開催され、吉田会長が出席しております。11月8日から11日に国内研修視察（鹿児島県他）が行われ、吉田会長他8名が参加しております。11月10日から19日については、町農業振興公社の地域懇談会ということで、各委員におかれましては、担当地区へ出席いただいております。11月15日から18日に国内研修視察（鹿児島県他）が行われ、鳥村代理他6名が参加しております。11月19日、栗山町農業再生協議会が開催され、吉田会長が出席しております。11月21日、現地調査を、平田委員、田村俊彦委員、鈴木委員で実施しております。以上です。

(議長)

はい。只今、局長の方から報告がございましたけども、国内研修視察への参加いただきありがとうございました。空知農業委員会連合会役員会の内容ですが、研修会について、本年は、明日深川市にて開催することとなり、本町農業委員会では、1期生に参加をお願いしたいと思います。何か質問ございませんか。（質疑なしの声）なければ次に進みたいと思います。

日程4 報告第31号「農地のあっせん成立について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

報告第31号 農地のあっせん成立について 下記農地について、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき成立したので報告する。今回は4件でございます。

番号1 申出者 栗山町字〇〇329 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇310 番地 3 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇331 番地1 地目につきましては 公簿現況ともに 田、面積 6,612 m²外1筆 全筆田で2筆合計 20,063 m²でございます。成立年月日 令和3年11月5日 売買価格 10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 対価 〇〇〇〇〇〇円となっております。あっせん委員は、鳥村委員、平田委員でございます。

番号2 申出者 栗山町字〇〇329 番地 〇〇〇〇 相手方 栗山町字〇〇343 番地 〇〇〇〇 対象農地所在 〇〇472 番地 地目につきましては 公簿現況ともに 田、面積 7,009 m²外3筆 全筆田で4筆合計 20,716 m²でございます。成立年月日 令和3年11月5

日 売買価格 10a あたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、桂委員、平田委員でございます。

番号 3 申出者 ○○市○○2 丁目 11 番 12 号 ○○○○外 1 名 相手方 栗山町字○○343 番地 ○○○○ 対象農地所在 ○○137 番地 1 の内 地目につきましては 公簿現況ともに田、面積 10,837 m²外 6 筆 内訳につきましては、田が 2 筆 11,865 m²、雑種地 1 筆 31 m²、池沼 2 筆 1,225 m²、用悪水路 2 筆 179 m²、合計 7 筆 13,300 m²でございます。成立年月日 令和 3 年 11 月 5 日 売買価格 10a あたり 田○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、池沼○○○○○○円、用悪水路○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、桂委員、平田委員でございます。

番号 4 申出者 栗山町字○○750 番地 1 ○○○○ 相手方 栗山町字○○258 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○ 対象農地所在 ○○307 番地 2 の内 地目につきましては 公簿山林、現況田、面積 1,827 m²外 18 筆 内訳につきましては、田が 10 筆 23,623 m²、畑 5 筆 13,331 m²、雑種地 3 筆 961 m²、池沼 1 筆 991 m²、合計 19 筆 38,906 m²でございます。成立年月日 令和 3 年 11 月 10 日 売買価格 10a あたり 田○○○○○○円、○○○○○○円、○○○○○○円、畑○○○○○○円、雑種地○○○○○○円、池沼○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 対価 ○○○○○○円となっております。あっせん委員は、小暮委員、笹谷委員でございます。

(議 長)

はい。只今、事務局から説明がありましたが、何か質問等があればお受けいたしますけども、ございませんか。(質疑なしの声)

無いようですので報告でございますから次に進みたいと思います。

日程 5 議案第 73 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明をお願いします。

(事務局)

議案第 73 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 下記の農地にかかる賃貸借の解約の申し入れ(合意による解約)について農地法第 18 条第 6 項の規定により通知があったので解約の可否について意見を諮う。今回は 2 件でございます。

番号 1 所在 ○○○373 番地 1 の内 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 15,000 m² 1 筆でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 令和元年 11 月 30 日、契約期間 令和元年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日 解約

通知日令和 3 年 11 月 4 日 通知者 賃貸人 栗山町〇〇3 丁目 252 番地 一般財団法人
〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 賃借人 栗山町字〇〇379 番地 11 〇〇〇〇 でございます。

番号 2 所在 〇〇388 番地 1 地目につきましては 公簿、現況ともに畑、面積 9,801
㎡外 1 筆でございます。利用状況 普通畑として利用 契約内容 賃貸借 契約年月日 平
成 26 年 11 月 28 日 契約期間 平成 26 年 11 月 28 日から令和 6 年 11 月 30 日 解約通知
日 令和 3 年 11 月 17 日 通知者 賃貸人 〇〇県〇〇市〇〇683 番地 〇〇〇〇 賃借人
〇〇町〇〇2093 番地 〇〇〇〇 でございます。 以上です。

(議 長)

はい。事務局の説明が終わりましたので、整理番号順に審議したいと思います。

それでは、番号 1 について審議したいと思います。

番号 1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 1 は原案どおり決定いたします。

番号 2 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

番号 2 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

—全員挙手— よって番号 2 は原案どおり決定いたします。

日程 6 議案第 7 4 号「農地法 3 条の規定による許可申請について」事務局の説明を求め
ます。

(事務局)

議案第 7 4 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記の農地について、所
有権移転(売買)及び賃貸借による許可申請があったので、許可の可否について意見を諮う。

今回は、所有権移転 3 件、賃貸借 6 件でございます。

番号 1 所在 〇〇310 番地 2 地目につきましては、公簿宅地、現況畑、面積 2,087 ㎡
外 1 筆、田 1 筆 3,931 ㎡、畑 1 筆 2,087 ㎡合計 2 筆 6,018 ㎡でございます。譲渡人 栗
山町字〇〇750 番地 1 〇〇〇〇 摘要といたしまして、農地を譲渡し、経営規模を縮小した
い。譲受人 栗山町字〇〇258 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇、摘要といた
しまして、経営規模の拡大を図るため、申請地を譲り受けたいとなっております。

場号2 所在 ○○4丁目79番地 地目につきましては、公簿現況ともに畑1,685㎡外2筆 全て畑でございまして3筆合計2,287㎡でございます。譲渡人 栗山町○○1丁目99番地 株式会社○○○○ 代表取締役○○○○、摘要といたしまして、譲渡人会社では営農することが不可能であることから土地を売却したい、譲受人 栗山町○○4丁目70番地2○○○○ 摘要といたしまして、経営地と隣接をしている申請地を買い受け、規模拡大をしたいとなっております。

番号3 所在 ○○388番地1 地目につきましては公簿現況ともに畑、面積9,801㎡外2筆、全筆畑でございまして3筆合計24,916㎡外でございます。譲渡人 ○○県○○市○○683番地 ○○○○、摘要といたしまして、現在賃貸借している農地を売却したい、譲受人 ○○町○○2093番地 ○○○○、摘要といたしまして、経営地と隣接をしている申請地を買い受け、規模拡大をしたいとなっております。

番号4 所在 ○○105番地1地先、地目につきましては現況田、面積1,143.27㎡外3筆、全筆田でございまして4筆合計2,651.72㎡でございます。貸主 ○○市○○区○○条○○2丁目 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を貸し付けたい、借主 栗山町字○○153番地13 ○○○○、摘要といたしまして、農地として占用している申請地を借り受けたいとなっております。

番号5 所在 ○○30番地2地先、地目につきましては現況田、面積1,290.18㎡1筆でございまして。貸主 ○○市○○区○○条○○2丁目 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を貸し付けたい、借主 栗山町字○○30番地 ○○○○、摘要といたしまして、農地として占用している申請地を借り受けたいとなっております。

番号6 所在 ○○130番地14地先、地目につきましては現況田、面積138.57㎡外3筆、全筆田でございまして4筆合計1,592.84㎡でございます。貸主 ○○市○○区○○条○○2丁目 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を貸し付けたい、借主 栗山町字○○136番地 ○○○○、摘要といたしまして、農地として占用している申請地を借り受けたいとなっております。

番号7 所在 ○○134番地1地先、地目につきましては現況田、面積435.08㎡外1筆、全筆田でございまして2筆合計2,011.36㎡でございます。貸主 ○○市○○区○○条○○2丁目 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を貸し付けたい、借主 栗山町字○○150番地 ○○○○、摘要といたしまして、農地として占用している申請地を借り受けたいとなっております。以上でございます。

番号 8 所在 ○○110 番地 2 地先、地目につきましては現況田、面積 2,369.65 m² 1 筆でございます。貸主 ○○市○○区○○条○○2 丁目 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を貸し付けたい、借主 栗山町字○○766 番地 2 ○○○○、摘要といたしまして、農地として占有している申請地を借り受けたいとなっております。以上でございます。

番号 9 所在 ○○117 番地 6 地先、地目につきましては現況田、面積 39.19 m² 1 筆でございます。貸主 ○○市○○区○○条○○2 丁目 ○○○○、摘要といたしまして、永年農地として耕作していた土地を貸し付けたい、借主 栗山町字○○777 番地 1 ○○○○、摘要といたしまして、農地として占有している申請地を借り受けたいとなっております。以上でございます。

(議 長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、現地調査を行っておりますので地区担当委員より報告をお願いします。

(7 番 小暮)

番号 1 につきまして、譲渡人の○○○○さんは、経営規模を縮小したい事から、隣接する耕作者への売買であり、問題ないと思います。また、番号 8 から 9 につきまして、貸主○○○○の土地を借主が永年に渡り農地として占有していたことから、問題ないと思います。

(10 番 長谷川)

番号 2 につきまして、譲渡人の株式会社○○○○さんは、営農する事が不可能であることから、隣接する耕作者への売買であり、問題ないと思います。

(16 番 鈴木)

番号 3 につきまして、譲渡人○○○○の意向により、現在賃貸している○○○○さんへ農地を売買するものであり、問題ないと思います。

番号 4 から 7 につきまして、貸主○○○○の土地を借主が永年に渡り農地として占有していたことから、問題ないと思います。

(議 長)

はい。事務局及び地区担当委員の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 74 号について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第74号については原案どおり決定といたします。

日程7 議案第75号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第75号 農地法5条の規定による許可申請について 下記農地を農地以外のものとするため許可申請書の提出があったので、北海道農業会議に意見聴取するにあたり許可の可否について意見を諮う。今回は1件でございます。

番号1 所在 ○○73番地8 地目といたしまして 公簿、現況とも畑 面積2,510㎡
外11筆 計12筆24,808㎡全筆畑でございます。賃貸人 ○○町○○62番地 ○○○○、
○○町○○62番地 有限会社○○○○ 代表取締役 ○○○○、○○市○○3丁目22番○
○号 ○○○○ 賃借人 栗山町字○○169番地46 株式会社○○○○ 代表取締役 ○
○○○ 転用目的 耕土改良及び土砂採取による一時転用となっています。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明がありましたが、この件につきましては現地調査を行っておりますので、議案第76号「土地の現況証明願いについて」と併せて、現地調査班長より報告をお願いします。

(16番 鈴木)

令和3年10月28日 第16回農業委員会後に提出のあった、農地法第5条の転用申請に基づき、令和3年11月22日に、平田委員、田村俊彦委員、吉川事務局長、上島主幹、中川主事同行のもと、現地調査を行いましたので、その結果を次のとおり報告いたします。

番号1 農地法第5条の転用許可申請であります。申請地は、栗山町役場継立出張所の南約6.5kmに位置する農用地区域内農地であり、この度、申請者より耕土改良に合わせて土砂採取を行い、平坦な優良農地に復元したい旨の一時転用の許可申請があったものであります。

本件は、周囲に影響を与えることもないので転用することに支障はないものと認めます。また、現況証明願い2件につきまして、申請どおりの現況であることを、同日、現地調査を行い、確認してきておりますことを、申し添えます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(議長)

はい。事務局及び現地調査班長の説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

議案第 7 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 7 5 号は原案どおり決定いたします。

日程 9 議案第 7 6 号「土地の現況証明願いについて」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 7 6 号 土地の現況証明願いについて 下記土地の現況について、現況地目欄記載のとおり証明願い出があったので証明の可否について意見を諮う。今回は 2 件の願い出でございます。

番号 1 所在 ○○84 番地 65 地目につきましては公簿が田 現況が農地外 面積 739 m² 1 筆でございます。利用状況 原野 所有者及び願出人 ○○市○○区○○14 丁目 291 番地 81 ○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。

番号 2 所在 ○○528 番地 3 地目につきましては公簿が畑 現況が農地外 面積 403.93 m² 1 筆でございます。利用状況 宅地 所有者 栗山町字○○526 番地 ○○○○ ○ 願出人 栗山町○○2 丁目 91 番地 1 行政書士○○○○ 摘要といたしまして、地目変更登記用となっております。 以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より説明があり、先ほど、現地調査班長より報告を受けておりますが、何か質問、意見ございませんか。なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)
それでは、採決に移ります。

議案第 7 6 号「土地の現況証明願いについて」原案に賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって議案第 7 6 号は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 7 7 号「農用地利用集積計画(案)について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第 7 7 号 農用地利用集積計画(案)について 下記農地の所有者から、農用地利用集積計画を定めた旨の申し出があったので、栗山町農業経営基盤強化促進基本構想に基づき意見を諮う。今回は賃貸借 2 3 件、所有権移転 5 件、使用貸借 2 件、転貸借 1 件の計 3 1 件であります。

整理番号 3 賃 30-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町○○381 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町○○284 番地 5 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 11 月 1 日 利

利用権を設定する土地 所在 ○○346 番地 1 の内 現況地目 田 面積 10,607 m²外 3 筆 合計 4 筆 29,631 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○○円でございます。借員の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・玉葱で、世帯員は男 1 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 31-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○99 番地 1 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○65 番地 29 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 11 月 16 日 利用権を設定する土地 所在 ○○65 番地 10 現況地目 田 面積 3,815 m²外 5 筆 合計 6 筆 8,023 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 2 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・大豆・アスパラで、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 32-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○48 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町○○265 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 11 月 11 日 利用権を設定する土地 所在 ○○5 番地 18 現況地目 田 面積 2,278 m²外 6 筆 合計 7 筆 30,219 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田 ○○○○○○円 面積を乗じまして 合計 ○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 33-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○48 番地 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○1 番地 10 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 11 月 11 日 利用権を設定する土地 所在 ○○2 番地 5 現況地目 田 面積 7,672 m²外 5 筆 合計 6

筆 49,404 m²全筆田でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和3年11月30日から令和6年11月30日までの3年となっております。借賃につきましては、10aあたり 田〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇円、それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 34-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇48 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇2 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年11月11日
利用権を設定する土地 所在 〇〇2 番地 3 現況地目 田 面積 33,890 m² 1筆でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和3年11月30日から令和6年11月30日までの3年となっております。借賃につきましては、10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 35-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇48 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇6 丁目 302 番地 15 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年11月11日 利用権を設定する土地 所在 〇〇40 番地 2 現況地目 田 面積 3,709 m²外7筆 田7筆 53,035 m²、畑1筆 831 m² 合計8筆 53,866 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 賃貸借、契約期間 令和3年11月30日から令和6年11月30日までの3年となっております。借賃につきましては、10aあたり 田 〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 使 36-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇730 番地 有限会社 〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇730 番地 〇〇〇〇
申出年月日 令和3年11月8日 利用権を設定する土地 所在 〇〇417 番地 1 現況地

目 畑 面積 24,157 m²外 39 筆。田 19 筆 192,434 m²、畑 21 筆 100,804 m²、合計 40 筆 293,238 m²でございます。設定する利用権の内容につきましては、種類 使用貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 37-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇82 番地 1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇102 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 8 日
利用権を設定する土地 所在 〇〇374 番地 1 現況地目 田 面積 18,340 m²1 筆でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借 契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 3 人女 3 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 38-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇842 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 11 日 利用
権を設定する土地 所在 〇〇345 番地 1 現況地目 田 面積 6,917 m²外 10 筆 全筆田
でございます。11 筆合計 50,742.46 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、
種類 賃貸借 契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 7 年 11 月 30 日までの 4 年となっ
ております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合
計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに
〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況
は、主な経営作物は水稻・小麦で、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年
間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると
考えます。

整理番号 3 賃 39-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇29 番地 有限会社〇
〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇30 番地 〇〇〇〇 申
出年月日 令和 3 年 10 月 29 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇30 番地 2 現況地目
畑 面積 27,672 m²外 2 筆 全筆畑でございます。3 筆合計 50,174 m²でございます。設定
する利用権の内容ですが、種類 賃貸借 契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 8 年 11
月 30 日までの 5 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇

円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・大豆・種子馬鈴薯で、構成員は男 4 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 40-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 〇〇市〇〇町 9-8 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 18 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇265 番地 3 現況地目 田 面積 2,653 m²外 2 筆 田 1 筆 2,653 m²、畑 2 筆 1,689 m² 合計 3 筆 4,342 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 5 年 11 月 30 日までの 2 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 41-1 所有権の移転を受ける者 〇〇市〇〇区〇〇6 丁目 1 番地 23 公益財団法人〇〇〇〇 理事長 〇〇〇〇 所有権を移転する者 栗山町字〇〇329 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 16 日 所有権を移転する土地 所在 〇〇138 番地 16 現況地目 畑 面積 61 m²外 6 筆 田 6 筆 14,595 m²、畑 1 筆 61 m²、合計 7 筆 14,656 m²でございます。所有権移転の内容ですが、利用目的 水田及び普通畑として利用 所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 3 年 11 月 30 日となっております。対価につきまして、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、令和 4 年 1 月 11 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。

整理番号 3 賃 42-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇252 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 10 日 利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇219 番地 2 現況地目 畑 面積 10,766 m²外 5 筆、田 3 筆 16,481 m² 畑 3 筆 27,813 m² 合計 6 筆 44,294 m²となっております。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に

振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 43-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇18 番地 〇〇〇〇
利用権を設定する者 〇〇市〇〇14 丁目 1 番 22 号 〇〇〇〇外 2 名 申出年月日 令和 3 年 11 月 10 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇119 番地 1 現況地目 畑 面積 7,730 m²外 13 筆、田 6 筆 24,686 m²、畑 8 筆 33,766 m²、合計 14 筆 58,452 m²となっております。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田 〇〇〇〇〇〇円及び田 〇〇〇〇〇〇円、畑 〇〇〇〇〇〇円及び畑 〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・大豆・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 44-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇268 番地 1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町字〇〇154 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 5 日
利用権を設定する土地 所在 〇〇151 番地 1 現況地目 畑 面積 3,964 m²外 10 筆、全筆畑でございまして 11 筆合計 22,482 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借 契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計 〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに 〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男2人女1人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 45-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町〇〇268 番地 1 〇〇〇〇
利用権を設定する者 栗山町〇〇2 丁目 399 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 5 日 利用権を設定する土地につきまして、所在 〇〇148 番地 1 の内 現況地目 畑 面積 6,000 m²外 3 筆 全筆畑でございまして 4 筆合計 19,289 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 畑 〇〇〇〇〇〇

円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 46-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇310 番地 3 〇〇〇〇 所有権の移転をする者 栗山町字〇〇329 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 5 日
所有権の移転をする土地 所在 〇〇331 番地 1 現況地目 田 面積 6,612 m²外 1 筆、全筆田でございまして 2 筆合計 20,063 m²でございます。所有権の移転の内容につきまして、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 3 年 11 月 30 日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、令和 4 年 5 月 31 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は玉葱・小麦で、世帯員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 46-2 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇343 番地 〇〇〇〇 所有権の移転をする者 栗山町字〇〇329 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 5 日
所有権を移転する土地 所在 〇〇472 番地 現況地目 田 面積 7,009 m²外 3 筆、全筆田でございまして 4 筆合計 20,716 m²でございます。所有権の移転の内容につきまして、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 3 年 11 月 30 日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、令和 4 年 5 月 31 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・玉葱・小麦で、世帯員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 所 47-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇343 番地 〇〇〇〇 所有権を移転する者 〇〇市〇〇2 丁目 11 番 12 号 〇〇〇〇外 1 名 申出年月日 令和 3 年 11 月 5 日
所有権を移転する土地 所在 〇〇173 番地 1 の内 地目 田 面積 10,837 m²外 6 筆、田 2 筆 11,865 m²、雑種地 1 筆 31 m²、池沼 2 筆 1,225 m²、用悪水路 2 筆 179 m²、合計 7 筆 13,300 m²でございます。所有権の移転の内容につきまして、利用目的 水田として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期は令和 3 年 11 月 30 日となっており

ます。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇円、池沼
〇〇〇〇〇〇円、用悪水路〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇
〇円でございます。対価の支払方法につきましては、令和4年5月31日までに〇〇〇〇指
定口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営
作物は水稻・玉葱・小麦で、世帯員は男2人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従
事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。

整理番号3賃48-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇181番地21 〇〇〇
〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇162番地64 〇〇〇〇外1名 申出年月日 令和3
年11月16日 利用権を設定する土地 所在 〇〇150番地3 現況地目 田 面積12,807
㎡外12筆、田5筆 25,651㎡、畑8筆 40,546㎡、合計13筆 66,197㎡でございます。
設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和3年11月30日から
令和13年11月30日までの10年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田
〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でご
さいます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇〇〇〇指定口座に
振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水
稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事
日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。

整理番号3賃49-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇248番地8 〇〇〇〇
利用権の設定をする者 栗山町字〇〇4番地7 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年11月16
日 利用権を設定する土地 〇〇271番地2 現況地目 田 面積3,488㎡外34筆、全筆
田でございまして35筆合計91,416㎡でございます。設定する利用権の内容につきまして、
種類 賃貸借、契約期間令和3年11月30日から令和8年11月30日までの5年となっ
ております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計
〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月30日までに〇
〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、
主な経営作物は玉葱で、世帯員は男1人女2人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事
日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えま
す。

整理番号3所50-1 所有権の移転を受ける者 栗山町字〇〇258番地 有限会社〇〇〇
〇 代表取締役〇〇〇〇 所有権を設定する者 栗山町字〇〇750番地1 〇〇〇〇 申出
年月日 令和3年11月10日 所有権を移転する土地 所在 〇〇307番地2の内 現況地

目 田 1,827 m²外 18 筆 田 10 筆 23,623 m²、畑 5 筆 13,331 m²、雑種地 3 筆 961 m²、池沼 1 筆 991 m²、合計 19 筆 38,906 m²でございます。所有権移転の内容ですが、利用目的 水田及び普通畑として利用、所有権移転の時期及び土地の引渡時期 令和 3 年 11 月 30 日となっております。対価につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇〇円、〇〇〇〇〇〇〇円、畑〇〇〇〇〇〇〇円、雑種地〇〇〇〇〇〇〇円、池沼〇〇〇〇〇〇〇円 それぞれ面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。対価の支払方法につきましては、令和 4 年 5 月 31 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。所有権の移転を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・牧草で、構成員は男 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 51-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇36 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇272 番地 6 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 18 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇265 番地 1 現況地目 畑 面積 9,467 m²外 4 筆、全筆畑でございまして 5 筆合計 22,754 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 52-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇67 番地 〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇4 丁目 78 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 17 日 利用権を設定する土地 〇〇67 番地 3 現況地目 畑 面積 6,873 m²外 1 筆 全筆畑でございまして 2 筆合計 10,988 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日までの 1 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 畑〇〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11 月 30 日までに〇〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男 2 人女 1 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 53-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇77 番地 〇〇〇〇

利用権を設定する者 栗山町字〇〇58 番地 4 推定相続人 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 16 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇58 番地 3 の内 現況地目 田 面積 19,373 m² 1 筆でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 4 年 11 月 30 日までの 1 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は小麦で、世帯員は男 3 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 54-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町字〇〇249 番地 1 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 19 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇565 番地 1 現況地目 田 面積 5,073 m²外 4 筆、全筆田でございまして 5 筆合計 35,642 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間令和 3 年 11 月 30 日から令和 8 年 11 月 30 日までの 5 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 7 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 55-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇69 番地 7 〇〇〇〇 申出年月日 令和 3 年 11 月 19 日 利用権を設定する土地 所在 〇〇67 番地 1 現況地目 田 面積 2,958 m²外 4 筆、全筆田でございまして 5 筆合計 32,357 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間令和 3 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 7 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 56-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字〇〇40 番地 有限会社〇〇〇〇 代表取締役〇〇〇〇 利用権を設定する者 栗山町〇〇238 番地 〇〇〇〇 申

出年月日 令和 3 年 11 月 19 日 利用権を設定する土地 所在 ○○733 番地 1 現況地目 田 面積 4,632 m²外 17 筆、田 16 筆 46,341.47 m²、畑 2 筆 3,446.66 m²、合計 18 筆 49,788.13 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 9 年 11 月 30 日までの 6 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田○○○○○○円、畑○○○○○○円 それぞれ面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 7 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 使 57-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○36 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○ 利用権を設定する者 栗山町字○○304 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 11 月 18 日 利用権を設定する土地 ○○304 番地 1 現況地目 畑 面積 11,358 m²外 6 筆、全筆畑でございまして 7 筆合計 36,549 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 使用貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 6 年 11 月 30 日までの 3 年となっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・大豆で、構成員は男 2 人女 2 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 賃 58-1 更新 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○40 番地 有限会社○○○○ 代表取締役○○○○ 利用権を設定する者 栗山町○○56 番地 ○○○○ 申出年月日 令和 3 年 11 月 19 日 利用権を設定する土地 所在 ○○79 番地 24 現況地目 田 面積 259 m²外 1 筆、全筆田でございまして 2 筆合計 5,485 m²でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和 3 年 11 月 30 日から令和 13 年 11 月 30 日までの 10 年となっております。借賃につきましては、10a あたり 田○○○○○○円 面積を乗じまして 合計○○○○○○円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年 11 月 30 日までに○○○○指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦で、構成員は男 7 人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も 240 日と農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

整理番号 3 転 500-1 新規 利用権の設定を受ける者 栗山町字○○377 番地 6 ○○○○ 利用権を設定する者 栗山町○○3 丁目 252 番地 一般財団法人○○○○ 理事長○○○○ 申出年月日 令和 3 年 11 月 4 日 利用権を設定する土地 ○○373 番地 1 の内

現況地目 畑 面積 15,000 m² 1筆でございます。設定する利用権の内容につきまして、種類 賃貸借、契約期間 令和3年11月30日から令和4年11月30日までの1年となっております。借賃につきましては、10aあたり 畑〇〇〇〇〇〇円 面積を乗じまして 合計〇〇〇〇〇〇円でございます。借賃の支払方法につきましては、毎年11月15日までに 〇〇〇〇指定口座に振り込むものとなっております。利用権の設定を受ける者の営農状況は、主な経営作物は水稻・小麦・種子馬鈴薯で、世帯員は男2人女3人で地域活動も積極的に参加し、年間の従事日数も240日と農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

(議長)

はい。只今、事務局より賃貸者23件、所有権移転5件、使用貸借2件、転貸借1件の説明がありましたが、関係する委員さんの案件がありますので、それから審議したいと思います。〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、番号3所46-1について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号3所46-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手。よって番号3所46-1は原案どおり決定いたします。

(〇〇委員着席) 次に、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、番号3所46-2、番号3所47-1について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号3所46-2、番号3所47-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手。よって番号3所46-2、番号3所47-1は原案どおり決定いたします。(〇〇委員着席) 次に、〇〇委員退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、番号3賃54-1、番号3賃55-1、番号3賃56-1、番号3賃58-1について審議したいと思います。

何か質問等ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは採決に移ります。

番号3賃54-1、番号3賃55-1、番号3賃56-1、番号3賃58-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。

全員挙手。よって番号3賃54-1、番号3賃55-1、番号3賃56-1、番号3賃58-1は原案どおり決定いたします。(〇〇委員着席)

これからは、残る24件について整理番号順に審議したいと思います。

整理番号3賃30-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃30-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃30-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃31-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃31-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃31-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃32-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃32-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃32-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃33-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃33-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃33-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃34-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃34-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃34-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃35-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3賃35-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3賃35-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3使36-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号3使36-1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号3使36-1は原案どおり決定いたします。

整理番号3賃37-1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 37-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 37-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 38-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 38-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 38-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 39-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 39-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 39-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 40-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 40-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 40-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 41-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 41-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 41-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 42-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 42-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 42-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 43-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 43-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 43-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 44-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 44-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 44-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 45-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 45-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 45-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 48-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 48-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 48-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 49-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 49-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 49-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 所 50-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 所 50-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 所 50-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 51-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 51-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 51-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 52-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 52-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 52-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 賃 53-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 賃 53-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 賃 53-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 使 57-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 使 57-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 使 57-1 は原案どおり決定いたします。

整理番号 3 転 500-1 について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号 3 転 500-1 について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号 3 転 500-1 は原案どおり決定いたします。

日程 10 議案第 78 号「農地のあっせんについて」を議題に供します。事務局より説明を求めます。

(事務局)

議案第 78 号 農地のあっせんについて 下記農地の所有者から、農地の売渡について

あっせんの申出があったので、栗山町農地移動適正化あっせん基準に基づき意見を諮う。

今回の申出は2件でございます。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇273 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年11月17日 申出地所在 字〇〇273 番地4の内 地目は公簿 畑、現況 田、面積 5,950 m²外 16筆 田 10筆 71,387 m² 畑 1筆 4,910 m² 雑種地 6筆 1,125 m² 計 17筆 77,422 m²でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(7番 小暮)

〇〇さんにおかれましては、健康上の理由から離農するため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 株式会社〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として長尾委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議お願いします。

(議長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号1について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号1についてはあっせんを可といたしますので、小暮委員、長尾委員よろしくお願いいたします。

(事務局)

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇150 番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年11月19日 申出地所在 字〇〇177 番地 地目は公簿現況ともに 畑 面積 455 m²外 3筆 計 4筆 44,112 m²全筆畑でございます。別紙に今回の申出地と周辺の耕作者等を記載しておりますので参考としてください。

(議長)

はい。続きまして関係する委員の説明を求めます。

(2 番 塚本)

〇〇さんにおかれましては、規模を縮小するため農地を売却したいということで今回のあっせん申し出となっております。あっせんの相手方となるべき方といたしまして、第1候補に 有限会社〇〇〇〇さん、第2候補に 〇〇〇〇さんということで進めて参りたいと思います。あっせん委員として鳥村委員と私で進めていきたいと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

(議 長)

はい。事務局及び関係委員さんからの説明が終わりました。何か質問、意見ございませんか。

なければ採決に移ってよろしいでしょうか。(ハイの声)

それでは、採決に移ります。

番号2について、あっせんを可とする方の挙手を求めます。

—全員挙手— よって番号2についてはあっせんを可といたしますので、塚本委員、鳥村委員よろしくお願いします。

日程12 議案第79号「買入協議を行う旨の通知の要請について」事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第79号買入協議を行う旨の通知の要請について 下記農地の所有者から、農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定に基づき所有権移転に係るあっせんの申し出があったので、同法第16条第1項に基づき栗山町長に対し買入協議を行う旨の通知をすることについて意見を諮う。今回の申し出は2件です。

番号1 あっせん申出者 栗山町字〇〇750番地1 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年11月10日 申出地所在 〇〇307番地1 地目につきましては公簿現況ともに 畑、面積36,808㎡外7筆 田4筆11,075㎡、畑4筆50,813㎡、合計8筆61,888㎡でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。

番号2 あっせん申出者 栗山町字〇〇273番地 〇〇〇〇 申出年月日 令和3年11月17日 申出地所在 〇〇784番地1 地目といたしましては、公簿、現況ともに田 面積24,868㎡外2筆 田2筆51,601㎡、雑種地1筆1,102㎡、合計3筆52,703㎡でございます。別紙により買い入れ予定者及び今回の申出地と周辺の耕作者を記載しておりますので参考としてください。 以上です。

(議 長)

はい。事務局より説明がありました。それでは、審議したいと思います。

整理番号1について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号1について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号1は原案どおり決定いたします。

整理番号2について質疑ありませんか。(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

整理番号2について原案に賛成の方の挙手を求めます。(全員挙手)

全員挙手。よって整理番号2は原案どおり決定いたします。

それでは、本日の議案につきましては、これで終わりでございます。続きまして農業団体等の報告に移りたいと思います。

—各団体報告—

(議長)

次期総会の日程は12月23日の木曜日 午後3時00分から、現地調査につきましては12月16日の木曜日 午前9時30分から 第3班 笹谷委員・田村賢治委員・桂委員にお願いします。

本日はご苦勞様でした。

それでは本日の総会を閉会したいと思います。

(局長)

ご起立願います。礼。本日はご苦勞様でした。

以上で本日の総会を終了します。(午後4時25分終了)

以上会議の顛末を記録し、その正確なることを証するためここに
署名捺印する。

令和3年12月10日

第17回栗山町農業委員会会長 吉 田 寿 栄 ⑩

署 名 委 員 桂 一 照 ⑩

署 名 委 員 鈴 木 正 志 ⑩